

鹿児島大学大学院連合農学研究科特別研究学生に関する要項

平成 16 年 4 月 1 日 研究科長裁定

平成 18 年 10 月 1 日 一部改正

平成 20 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 6 月 10 日 一部改正

(趣旨)

第 1 この要項は、鹿児島大学大学院連合農学研究科における特別研究学生に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第 2 特別研究学生として入学することができる者は、他の大学院の博士課程（後期）に在学する者とする。

(入学の時期)

第 3 特別研究学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(出願手続)

第 4 特別研究学生として入学を志願する者は、所属する大学院を経由し、入学しようとする時期の 1 月前までに、次に掲げる書類を、鹿児島大学大学院連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(1) 特別研究学生入学願書（別記様式 1 号）

(2) 履歴書（別記様式 2 号）

(入学許可)

第 5 特別研究学生の入学は、他の大学院からの協議に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て研究科長が許可する。

(研究指導期間)

第 6 特別研究学生の研究指導期間は、原則として 1 年以内とする。

2 前項の研究指導期間を超えて、引き続き研究指導を希望する者については、事情により許可することができる。この場合において、所属する大学院を経由し、研究終了の日の 1 月前までに、特別研究学生研究指導期間延長願（別記様式 3 号）を研究科長に提出しなければならない。

3 前項の研究指導期間の延長は、他の大学院からの協議に基づき研究科教授会の議を経て研究科長が許可することができる。

(退学)

第 7 特別研究学生が、病気その他の事由により退学しようとする場合は、退学願（別記様式 4 号）を研究科長に提出しなければならない。

2 前項の退学は、研究科教授会の議を経て研究科長が許可する。

(研究の修了)

第 8 特別研究学生は、その研究を終えた場合には速やかに研究修了届（別記様式 5 号）を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(修了証明書)

第9 研究科長は、研究修了者に対し、研究科教授会の議を経て研究修了証明書（別記様式6号）を交付する。

（検定料、入学料及び授業料）

第10 特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法については、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（その他）

第11 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が定める。